

弁護士に直接、電話・FAXで 相談できます！



全国一斉旧優生保護法相談会

2025年7月3日（木）10時～16時

予約
不要

通話
無料



0120-73-0008

FAX

0120-073-133

- ・電話でのご相談が困難な方は、FAXでのご相談いただけます。
- ・フリーダイヤル・FAXともに、7月3日10時～16時のみご利用いただけます。
- ・フリーダイヤルでお近くの弁護士会につながります（※）。
- ・NTTコミュニケーションズ以外の050IP電話からはご利用いただけません。

優生保護法に基づく不妊手術・人工妊娠中絶についてのご相談を弁護士が無料でお受けします！

- ・ 不妊手術・人工妊娠中絶を受けた被害者の方
- ・ ご家族、知人、福祉関係者、医療関係者の方

補償金の
手続きがよく
分からない

手術を
受けた証拠が
ないけれど…

家族・知人
が被害者
かもしれない

サポート
弁護士って
何だろう？



（※）弁護士会によっては、電話相談を実施していないことや実施時間が異なる場合がありますが、その場合は他の地域の弁護士会に繋がるように設定されています。実施している弁護士会の一覧は二次元コードよりご覧ください。

主催：日本弁護士連合会・各弁護士会

【個人情報の取扱いについて】御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理します。御提供いただく情報の中には、要配慮個人情報を含みますので、あらかじめ同意の上ご相談ください。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

サポート弁護士制度、知っていますか？

優生保護法の補償金の申請に あたっては無料で 弁護士のサポートが受けられます！



補償金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人
及びその配偶者（死亡している場合はその遺族
である配偶者、子、父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹、ひ孫又は甥姪）

支給額：本人 1500万円
配偶者 500万円 ※事実婚を含む



優生手術等一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等
を受けた本人でご存命の方

支給額： 320万円
※上記補償金を受給した場合も支給される

人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶
を受けた本人でご存命の方

支給額： 200万円
※左記一時金を受給した場合には支給されない

優生手術や
人工妊娠中絶の
事情を弁護士が
伺います

伺った
お話の秘密は
守ります

請求に必要な
書類を弁護士が
調査します

サポート弁護士
の費用は
全て無料です

おひとりで悩まず、サポート弁護士をぜひご利用ください。
都道府県の窓口「サポート弁護士を利用したい」とお申し出ください。



お住まいの都道府県の請求の窓口については二次元コードのページよりご確認ください。こども家庭庁の相談窓口は以下のとおりです。